（準用規定）

第二十七条の五　第十九条第二項の規定は第二十七条の二の申請書について、第二十条の規定は法第五十五条の八第一項の認定について、第二十一条の規定は法第五十五条の八第一項の国の貸付けを受けようとする場合について、第二十二条の規定は令第九条の三第一項において準用する令第五条第一項第四号の国土交通省令で定める事項について、第二十三条の規定は令第九条の三第一項において準用する令第六条第三号の特別特定技術基準対象施設の価額について、第二十四条の規定は令第九条の三第一項において準用する令第六条第三号の国土交通省令で定める割合について、第二十五条及び第二十六条の規定は令第九条の三第一項において準用する令第六条第三号の利益の額について、第二十七条の規定は法第五十五条の八第一項の港湾管理者の貸付けを受ける者について準用する。この場合において、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条並びに第二十七条中「特定用途港湾施設」とあるのは「特別特定技術基準対象施設」と、第二十条中「前条」とあるのは「第二十七条の二」と、「令第二条」とあるのは「令第九条」と、第二十一条第一項第一号中「出資の金額並びにその時期」とあるのは「その時期」と、同条第二項第二号中「岸壁又は桟橋並びに令第四条第二項第二号及び第四号から第七号までの施設（第五号の施設にあつては、廃棄物埋立護岸に限る。）」とあるのは「第二十七条の四の港湾施設」と、第二十二条中「令第六条第七号」とあるのは「令第九条の三第一項において準用する令第六条第七号」と、同条第一号中「使用者の選定の基準若しくは方法、使用形態又は使用料の算出方法」とあるのは「点検及び診断の実施方針又は維持工事等の実施方針」と読み替えるものとする。

第二十八条第七号中「（港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第十六条の大規模地震対策施設をいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

この省令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

○国土交通省令第六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶消防設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶消防設備規則等の一部を改正する省令

（船舶消防設備規則の一部改正）

第一条　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同条第十二号中「消防員装具」の下に「及び消防員用持運び式双方向無線電話装置」を加え、同号を同条第十三号とし、同条中第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　固定式水系消火装置

第四十三条の二第一項を次のように改める。

第一種船等には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に、それぞれ一個（ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一のみである場合には二個）の持運び式泡放射器を備え付けるほか、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に掲げる消防設備を備え付けなければならない。

一　閉囲された車両区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等であつて当該区域の外部から密閉することができる区域　固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。

二　前号に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等　固定式水系消火装置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。

第四十三条の二第三項第一号中「固定式加圧水噴霧装置」を「固定式水系消火装置」に改め、同条に次の一項を加える。

4　閉囲された車両区域には、固定式鎮火性ガス消火装置を備え付けてはならない。

第四十五条第二項中「（主推進又は主発電に使用するものに限る。）」を削る。

第四十九条の見出しを「（消防員装具等）」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

第五十一条第二項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　貨物制御室を有する船舶には、火災探知装置の表示盤を当該貨物制御室に配置すること。

第五十二条第六項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十七条の二中「第一項第二号」を「第一項第一号」に改める。

第五十七条の三第一項第二号中ロを削り、ハをロとし、同項第五号を次のように改める。

五　モニター及び持運び式発泡ノズル用ホース連結栓各一は、船尾楼前端の左右両側又は貨物タンク頂部の甲板に面する居住区域の左右両側であつて、貨物タンクの後方に配置すること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、貨物タンクの後方に配置することを要しない。

第六十三条の見出しを「（消防員装具等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第四十九条第五項の規定は、第一項の規定により消防員装具を備え付ける船舶について準用する。

第六十三条の三第二項第四号中「第九号及び第十一号」を「第十号及び第十二号」に改める。

第六十三条の四第三項中「及び第五号」を「から第六号まで」に改める。

第六十四条第一項中「第四十五条の二第一項」を「第四十三条の二第四項、第四十五条の二第一項」に改め、同条第三項中「、第四十三条の二第一項第二号中「閉囲された車両区域以外の区域であつて当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。」とあるのは、「当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。」と」を削る。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条の見出しを「（消防員装具等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

第二百六十九条の二第一項中「第七号」を「第八号」に改める。

第二百七十一条の見出しを「（消防員装具等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第百六十四条第三項の規定は、前項の規定により消防員装具を備え付ける船舶について準用する。

第三百二十八条第一項中「第八号」を「第九号」に改める。

（船舶救命設備規則の一部改正）

第三条　船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　第一種船（ロールオン・ロールオフ旅客船を除く。）及び第三種船には、水上から遭難者を救助するために救命設備を迅速かつ適切に使用できるように、管海官庁が適当と認める救助の手引書を作成し、これを船舶に備え置かなければならない。